

大阪府漁業調整規則第11条第1項に基づく公示内容について

令和3年1月25日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶等の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
流網漁業 (つばす・すずき流網)	21隻	10トン未満	-	動力漁船の性能基準による(※1)	大阪府地先漁	つばす流網：5月1日から9月30日まで すずき流網：4月1日から12月31日まで	なし
たこつぼ漁業	18隻	10トン未満	-	同上	同上	周年	なし
潜水器漁業	-	-	継続：47人 新規：7人	-	第一種共同漁業権区域内	周年	操業区域の漁業権者の同意を得た者

※1 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）」

2. 申請すべき期間

令和3年1月25日から令和3年3月25日まで